

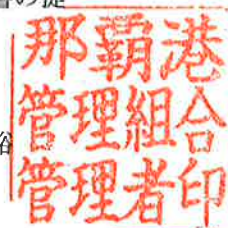
様式第3号
那覇港管理組合公告第39号

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和6年9月11日

那覇港管理組合管理者 玉城 康裕



1 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度ステップアップ型みなと緑地 PPP 導入可能性調査業務
- (2) 履行場所 那覇港全域
- (3) 業務概要

那覇港管理組合では、民間事業者から多様なアイデア、相談を聞き、事業・案件創出の参考とすることを目的とした「公民連携窓口」を設置した。また、「みなと緑地 PPP」の導入に向けた条件等を検討していくことを目的に、民間事業者にみなと緑地を暫定的に利用してもらう「みなと緑地トライアルサウンディング」を実施しているところである。

本業務は、上記取り組みなどの検証を行い、那覇港内全域の緑地等において「みなと緑地 PPP」の導入可能性の調査・検討を行うことを目的としたものである。

(4) 業務内容

業務内容は以下を予定している。なお、調査内容・頻度などについては変更する場合がある。

1 みなと緑地 PPP 導入可能性調査

- ① 計画準備
- ② 公民連携相談窓口及びトライアルサウンディングの評価・分析
- ③ 民間事業者の参入意欲の調査
- ④ みなと緑地 PPP 導入に当たっての検討
- ⑤ みなと緑地 PPP 事業手法の検討
- ⑥ 報告書作成
- ⑦ 打合せ協議（4回）

本業務において、企画提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- (ア) 民間事業者の参入意欲の調査方法
- (イ) 波の上のみそら公園等の緑地について、現在の指定管理制度（独立採算）からみなと緑地 PPP へ移行していくための手法の検討
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月7日まで
- (6) 契約限度額 13,420,000 円（税込）以下で契約を行う。
- (7) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、企画提案等に関する提案書（以下「企画提案書」という。）の提出を求め、企画提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。

2 参加資格

参加表明書又は、企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- ウ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、那覇港管理組合の入札参加資格（指名）停止がなされていないこと。

エ 参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が会社更生又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ロ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして那覇港管理組合発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

カ 実施方針及び特定テーマが適正であること。

キ 当該業務の見積額が契約限度額であること。

ク 経営状況が著しく不健全であると認められないこと。

ケ 参加は単体に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

- a. 共同企業体を代表する事業者が参加手続きを行うこと。
 - b. 自主結成方式とする。
 - c. 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - d. 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
 - e. 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。
 - f. 共同企業体の協定書は、参加説明書と同時に配布する所定様式（共同企業体協定書）によるものであること。
 - g. 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加資格ア～ケの要件を満たす者であること。
- コ 所定の基準を満たす業務管理担当者及び業務担当者を当該委託業務に配置できること。

(2)参加表明者（単体応募）の実績及び配置予定担当者の要件

ア 企業に関する要件

(ア) 2(2)イとウに挙げる基準を満たす担当者を当該委託業務に配置できること。

(イ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成 26 年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務 1 件以上の実績を有さなければならない。

- a. 同種業務：緑地や公園の PPP・PFI 導入可能性調査業務を受注し完了した実績
- b. 類似業務：上記以外の PPP・PFI 導入可能性調査業務を受注し完了した実績
(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村等の地方公共団体の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が 500 万円以上の業務とする。)

イ 配置予定担当者の業務実績

業務管理担当者は、平成 26 年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、以下に示す a もしくは b の業務実績を有すること。

- a. 同種業務：緑地や公園の PPP・PFI 導入可能性調査業務を受注し完了した実績
- b. 類似業務：上記以外の PPP・PFI 導入可能性調査業務を受注し完了した実績
(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村等の地方公共団体の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が 500 万円以上の業務とする。)

なお、業務管理担当者が、評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

出産・育児等とは、次のとおり。

- ・産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）。
- ・育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 項に規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する休業）をいう。

(3) 参加表明者(共同企業体応募 代表構成員) の実績及び管理技術者等の要件

ア 企業に関する要件

(ア) 2(3)イに挙げる基準を満たす担当者を当該委託業務に配置できること。ただし、代表構成員は 2(3)ウに挙げる基準を満たす業務管理担当者を当該委託業務に配置できること。

(イ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成 26 年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務 1 件以上の実績を有さなければならない。

- a. 同種業務：緑地や公園の PPP・PFI 導入可能性調査業務を受注し完了した実績
- b. 類似業務：上記以外の PPP・PFI 導入可能性調査業務を受注し完了した実績
(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村等の地方公共団体の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が 500 万円以上の業務とする。)

イ 配置予定担当者の業務実績

業務管理担当者は、平成 26 年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、以下に示す a もしくは b の業務実績を有すること。

- a. 同種業務：緑地や公園の PPP・PFI 導入可能性調査業務を受注し完了した実績
- b. 類似業務：上記以外の PPP・PFI 導入可能性調査業務を受注し完了した実績
(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村等の地方公共団体の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が 500 万円以上の業務とする。)

なお、業務管理担当者が、評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

出産・育児等とは、次のとおり。

- ・産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）。
- ・育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 項に規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する休業）をいう。

ウ 配置予定業務管理担当者の手持ち業務量に関する要件

業務管理担当者は、全ての手持ち業務の契約金額が 5 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000 万円を超える業務で、業務管理担当者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が 2 億円未満、又は手持ち業務の件数が 5 件未満。

※手持ち業務量とは、公告日の前日（特定後未契約のものも含む）において業務管理担当者及び業務担当者となっている 500 万円以上の他の業務をいう。

(4) 代表構成員以外の構成員に関する要件

ア 沖縄県内に本店を置く者であること。

3 受注者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝企画評価点

イ 企画評価点の算出方法

企画提案書等の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ロ)の評価項目毎に評価を行い、企画評価点を与える。

(ア) 予定担当者の経験

(イ) 実施方針等

(ロ) 特定テーマに対する企画提案

(2) 受注者の決定方法

受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

受注者は、受注候補者をプロポーザル方式で発注するコンサルタント業務における審査会等設置要領に基づく、審査会等の審議を経て決定する。その結果は技術提案書を提出したものの全員に通知する。

4 各種手続き等

(1) 参加説明書、企画提案仕様書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 令和6年9月11日(水)から

イ 交付方法 那覇港管理組合ホームページに公表する。

ウ 問い合わせ先 沖縄県那覇市通堂町2-1

那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課

電話番号 098-868-0336

(2) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期間 令和6年9月11日(水)から令和6年9月20日(金)まで

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで(土、日、祝祭日を除く)

(イ) 提出方法等 参加説明書による

(3) 企画提案書及び見積書の提出等

企画提案書及び見積書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 企画提案書及び見積書の提出期間等

(ア) 期間 令和6年9月25日(水)から令和6年10月8日(火)まで

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで(土、日、祝日を除く)

(イ) 提出方法等 参加説明書による

イ 企画提案書のヒアリング

(ア) 期間 令和6年10月10日(木)午後1時から午後4時まで(予定)

(イ) 方法等 参加説明書による

(4) 特定に関する事項

受託予定者として決定された者に対しては、特定通知書を送付する。

なお、一定水準を満たした提案がない場合、該当なしとする場合がある。

5 その他

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第4条及び契約書の定めるところにより、

契約保証金は免除とする。

(2) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、企画提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は企画提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定業務管理担当者及び業務担当者の確認

ア 参加表明書に記載した予定業務管理担当者及び業務担当者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 受注者の決定後、TECRIS 等により配置予定業務管理担当者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：〒900-0035 那覇市通堂町2-1
那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課
電話番号 098-868-0336

イ 応募調書資料関係：アと同じ。

ウ 設計図書関係：アと同じ。

(6) 詳細は参加説明書による。

6 プロポーザルの手続きの中止について

本業務は、国土交通省の「令和6年度先導的官民連携支援事業」による予算の交付を前提とし、プロポーザルの手続きを行うものである。予算が成立しなかった場合、プロポーザル手続きは中止となるため、留意すること。